

省エネナビ貸出要領

第1 目的

この要領は、家庭における省エネの取組を支援するため、埼玉県温暖化対策課が管理する省エネナビの貸出に関して必要な事項を定めるものである。

第2 貸出対象者

省エネナビは、次の各号のいずれかに該当するものに貸し出すものとする。

- (1) 県内に居住する者又は県内に通勤通学する者
- (2) その他県温暖化対策課が特に認めたもの

第3 貸出料金

省エネナビの貸出は、無料とする。

第4 貸出期間

省エネナビの貸出期間は、毎年度、募集開始時から2月末日までとする。

第5 貸出の手続き

省エネナビの貸出を受けようとするときは、「省エネナビ貸出申込書」（様式第1号）を県温暖化対策課に提出するものとする。

貸出を受けた場合は、「受領書」（様式第2号）を県温暖化対策課に提出しなければならない。

第6 機材の受け渡し

省エネナビの貸出・返却は、原則として県温暖化対策課において行うものとする。

なお、希望があれば、宅配便等での貸出・返却もできることとするが、費用は貸出を受けた者の負担とする。

第7 破損・紛失時の対応

借り受けた省エネナビを破損又は紛失したときは、直ちに県温暖化対策課に連絡しなければならない。

なお、故意又は重大な過失により破損又は紛失した場合は、貸出を受けた者が責任をもって修理又は代替品の提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。